

夜勤職員配置加算算定表

(介護老人保健施設)

施設名			
区分	介護老人保健施設(一般棟)・ユニット部分・認知症専門棟 ←該当するものに○をつけてください		
夜勤時間帯	時 分 ~ 翌朝 時 分(16時間)	←施設が決める午後10時から午前5時を含む連続する16時間	
計算月	平成 年 月		

1 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数(1日平均夜勤職員数)

計算月の延夜勤時間数(ア)※ 時間 ← 計算月における看護職員又は介護職員の延夜勤時間数

月の日数(イ) 日 ← 暦月(28~31日)

1日平均夜勤職員数(ウ) ← (ア)÷((イ)×16時間) ※小数点第3位以下切捨て

※(ア)の算定根拠を別途記録しておいてください。

2 夜勤職員基準

(1)入所者の数※が41以上の介護老人保健施設

入所者の数 人 ÷ 20 = (エ) ← 小数点第1位以下の端数は切上げ
計算結果が2未満の場合、2とする

(2)入所者の数が40以下の介護老人保健施設

入所者の数 人 ÷ 20 = (オ) ← 小数点第1位以下の端数は切上げ
計算結果が1未満の場合、1とする

※入所者の数：介護老人保健施設の入所者の数、短期入所療養介護の利用者の数及び介護予防短期入所療養介護の利用者の数を合わせた数

3 判定

1日平均夜勤職員数(ウ) > (エ)又は(オ)

注1：一部ユニット型介護老人保健施設の場合

ユニット部分とそれ以外の部分を、それぞれ別の算定表で分けて計算してください。
なお、夜勤職員配置加算の基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければなりません。

注2：認知症ケア加算を算定している場合

認知症専門棟とそれ以外の部分を、それぞれ別の算定表で分けて計算をしてください。
なお、夜勤職員配置加算の基準は、認知症専門棟とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければなりません。

注3：一部ユニット型介護老人保健施設であって、かつ、認知症ケア加算を算定している場合

ユニット部分と、認知症専門棟と、それ以外の部分を、それぞれ別の算定表で分けて計算をしてください。
なお、夜勤職員配置加算の基準は、ユニット部分と、認知症専門棟と、それ以外の部分のそれぞれで満たさなければなりません。